

医療法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月27日

静岡県知事 鈴木康友

静岡県規則第15号

医療法施行細則の一部を改正する規則

医療法施行細則（昭和37年静岡県規則第32号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																								
様式第1号の4 (略) 病院開設許可申請書 (略)	様式第1号の4 (略) 病院開設許可申請書 (略)																								
<table border="1"><tr><td colspan="4">(略)</td></tr><tr><td rowspan="2">従業者 の定員</td><td>(略)</td><td>栄 養 士</td><td>(略)</td></tr><tr><td colspan="3">(略)</td></tr></table>	(略)				従業者 の定員	(略)	栄 養 士	(略)	(略)			<table border="1"><tr><td colspan="4">(略)</td></tr><tr><td rowspan="2">従業者 の定員</td><td>(略)</td><td>栄 管 養 理 士 栄 又 養 は 士</td><td>(略)</td></tr><tr><td colspan="3">(略)</td></tr></table>	(略)				従業者 の定員	(略)	栄 管 養 理 士 栄 又 養 は 士	(略)	(略)				
(略)																									
従業者 の定員	(略)	栄 養 士	(略)																						
	(略)																								
(略)																									
従業者 の定員	(略)	栄 管 養 理 士 栄 又 養 は 士	(略)																						
	(略)																								
<table border="1"><tr><td rowspan="3">給食施設</td><td>(略)</td><td colspan="2">(略)</td></tr><tr><td rowspan="2">配 ぜ ん 室</td><td>配ぜん室の名称 及び設置場所</td><td>(略)</td></tr><tr><td colspan="2">(略)</td></tr><tr><td colspan="3">(略)</td></tr></table>	給食施設	(略)	(略)		配 ぜ ん 室	配ぜん室の名称 及び設置場所	(略)	(略)		(略)			<table border="1"><tr><td rowspan="3">給食施設</td><td>(略)</td><td colspan="2">(略)</td></tr><tr><td rowspan="2">配 膳 室</td><td>配膳室の名称 及び設置場所</td><td>(略)</td></tr><tr><td colspan="2">(略)</td></tr><tr><td colspan="3">(略)</td></tr></table>	給食施設	(略)	(略)		配 膳 室	配膳室の名称 及び設置場所	(略)	(略)		(略)		
給食施設		(略)	(略)																						
		配 ぜ ん 室	配ぜん室の名称 及び設置場所	(略)																					
	(略)																								
(略)																									
給食施設	(略)	(略)																							
	配 膳 室	配膳室の名称 及び設置場所	(略)																						
		(略)																							
(略)																									
(略)	(略)																								

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。